

第100回 宇部市都市計画審議会議案

日 時 令和5年11月2日(木) 午後2時
場 所 宇部市役所 3階 会議室3-3

第100回 宇部市都市計画審議会審議事項

議案 番号	頁	地域地区、都市 施設等の種類	決定 権者	審 議 事 項	内 容
1	1	公園	市	宇部都市計画公園の変更について	3・5・6号 真締川公園
2	4	土地区画整理事業	市	宇部都市計画土地区画整理事業の変更について	小串土地区画整理事業

議案第1号



宇 都 第 7 2 号
令和5年(2023年)9月19日

宇部市都市計画審議会
会 長 榊 原 弘 之 様

宇部市長 篠 崎 圭



宇部都市計画公園の変更について (付議)

下記のとおり都市計画公園を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画公園の変更 (宇部市決定)

理 由

真締川公園は、昭和 31 年（1956 年）に都市計画決定された近隣公園で、宇部市の中心市街地を流れる 2 級河川真締川沿いに、良好な水辺空間を有する市民の憩いの場として、現在約 3.2ha を供用開始しています。

現在、本公園に隣接した市役所では、庁舎の建て替えが進められており、「宇部市役所周辺地区基本設計（概要版）（令和 2 年（2020 年）策定）」において、市役所本庁舎建て替えとあわせた公園や歩道等の再整備により、憩いと交流の場や魅力的で回遊性のあるまちなみを形成し、にぎわいの創出を図ることとされています。

この度、市役所敷地との一体的な空間形成と庁舎駐車場利用者のアクセス性向上、公園施設の再配置など、市役所周辺整備の事業計画が確定したことから、公園区域を変更するものです。

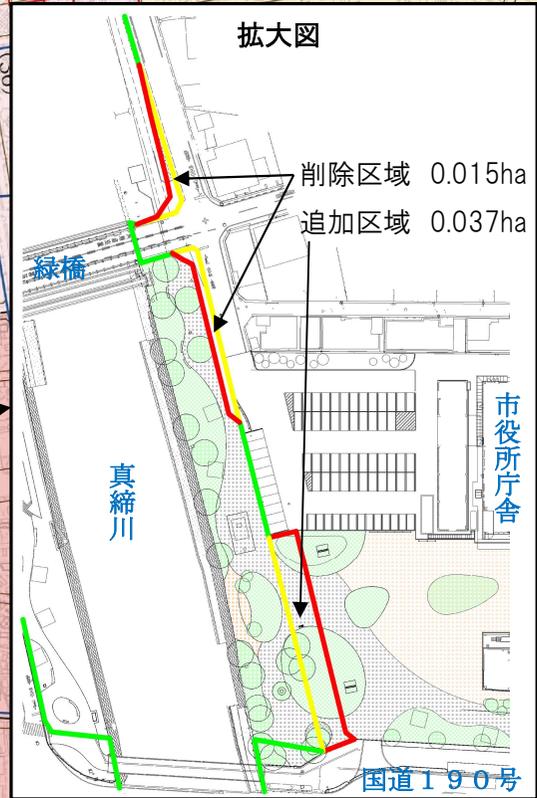
新旧対照表

新旧	種別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番号	公園名			
旧	近隣公園	3・5・6	真締川公園	宇部市東本町一丁目、新町、新天町一丁目、相生町、常盤町一丁目、寿町一丁目、松島町、朝日町、琴芝町一丁目、西琴芝一丁目、二丁目、北琴芝一丁目、大字小串字新田、字中堀、字真締、字前堀、宮地町	約 10.2ha	桜の道、メモリアル広場、憩いの広場、花の広場、こかげ広場、杜の広場、多目的イベント広場、香りの広場、芝生広場
新	近隣公園	3・5・6	真締川公園	宇部市東本町一丁目、新町、新天町一丁目、相生町、常盤町一丁目、寿町一丁目、松島町、朝日町、琴芝町一丁目、西琴芝一丁目、二丁目、北琴芝一丁目、南小串一丁目、東小串一丁目、二丁目、大字小串字前堀、宮地町	約 10.2ha	桜の道、メモリアル広場、憩いの広場、花の広場、こかげ広場、杜の広場、多目的イベント広場、香りの広場、芝生広場

宇部都市計画公園の変更

3・5・6号 真締川公園
 面積 10.2ha(変更前)
 10.2ha(変更後)

凡 例	
変 更 前	— (Yellow line)
変 更 後	— (Red line)
変 更 な し	— (Green line)



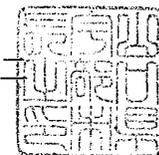
議案第2号



宇 都 第 7 2 号
令和5年(2023年)9月19日

宇部市都市計画審議会
会 長 榊 原 弘 之 様

宇部市長 篠 崎 圭



宇部都市計画土地区画整理事業の変更について（付議）

下記のとおり都市計画土地区画整理事業を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画土地区画整理事業の変更（宇部市決定）

理 由

小串土地区画整理事業は、宇部新川駅周辺の地域に健全な市街地を形成するため、昭和 34 年（1959 年）に都市計画決定がなされ、これまで鋭意整備が進められてきましたが、事業計画認可後、60 年以上にわたり事業が停滞している区域が存在しています。

そこで未施行区域の住民に対し、「長期停滞土地区画整理事業の見直しに関するガイドライン（案）」に沿った住民意向調査等を実施したところ、区域内の地権者のほとんどは、長期にわたる土地区画整理事業ではなく、既存道路の拡幅や下水道整備など短期的な事業での環境整備を求められていることが分かりました。

これを受け、住民と区域の課題解決に向けた方策を検討した結果、土地区画整理事業に替わり、別途事業により生活環境の改善や低未利用地の利用促進を図る環境整備を進めることで概ね合意が得られたことから、当該土地区画整理事業の一部区域（約 7.6ha）を廃止しようとするものです。

新旧対照表

旧	名 称	小串土地区画整理事業				
	面 積	約129.6ha				
	公共施設の配置	道 路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
				番 号	路 線 名	
			幹線街路	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	
				3・4・11	小 串 中 央 線	
				3・4・15	鍋 倉 草 江 線	
				3・4・27	若 松 線	
				3・5・16	宇部新川駅浜通線	
				3・5・21	浜 町 西 中 町 線	
3・5・24				中 山 西 本 町 線		
3・5・36				真 締 川 西 通 線		
区画街路		7・6・3	浜 町 小 松 原 線			
		7・7・1	小 松 原 若 松 線			
		7・7・2	外 唐 戸 内 堀 線			
上記都市計画道路を骨格とし、安全かつ円滑な交通、並びに宅地利用の増進を図るように、区画道路を配置する。						
公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		番 号	公 園 名			
	街区公園	2・2・30	松 濤 街 区 公 園			
		2・2・40	黄 幡 街 区 公 園			
		2・2・64	上 町 街 区 公 園			
		2・2・67	浜 街 区 公 園			
		2・2・72	内 堀 街 区 公 園			
		2・3・31	鵜 の 島 街 区 公 園			
	近隣公園	3・3・8	渡 辺 翁 記 念 公 園			
		3・3・13	蛭 子 公 園			
3・5・6		真 締 川 公 園				
地区公園	4・3・1	鍋 倉 公 園				
その他の公共施設	土地区画整理事業の進捗にあわせ、別途事業による下水道の整備を図る。					
宅地の整備	既定の土地利用計画をもとに、街区の規模を定め、別途事業による下水道整備により、宅地の利用増進と環境改善を図る。					

新	名称	小串土地区画整理事業				
	面積	約122.0ha				
	公共施設の配置	道 路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
				番 号	路 線 名	
			幹線街路	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	
				3・4・11	小 串 中 央 線	
				3・4・15	鍋 倉 草 江 線	
				3・4・27	若 松 線	
				3・5・16	宇部新川駅浜通線	
				3・5・21	浜 町 西 中 町 線	
3・5・24				中 山 西 本 町 線		
3・5・36				真 締 川 西 通 線		
区画街路			3・6・25	小 串 神 原 線		
			7・6・3	浜 町 小 松 原 線		
			7・7・1	小 松 原 若 松 線		
	7・7・2	外 唐 戸 内 堀 線				
上記都市計画道路を骨格とし、安全かつ円滑な交通、並びに宅地利用の増進を図るように、区画道路を配置する。						
公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
		番 号	公 園 名			
	街区公園	2・2・30	松 濤 街 区 公 園			
		2・2・40	黄 幡 街 区 公 園			
		2・2・64	上 町 街 区 公 園			
		2・2・67	浜 街 区 公 園			
		2・2・72	内 堀 街 区 公 園			
		2・3・31	鶉 の 島 街 区 公 園			
	近隣公園	3・3・8	渡 辺 翁 記 念 公 園			
		3・3・13	蛭 子 公 園			
3・5・6		真 締 川 公 園				
地区公園	4・3・1	鍋 倉 公 園				
その他の公共施設	土地区画整理事業の進捗にあわせ、別途事業による下水道の整備を図る。					
宅地の整備	既定の土地利用計画をもとに、街区の規模を定め、別途事業による下水道整備により、宅地の利用増進と環境改善を図る。					

宇部都市計画土地区画整理事業の変更

小串土地区画整理事業
 面積 129.6ha(変更前)
 122.0ha(変更後)

